

宅地造成及び特定盛土等規制法について

1. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）

激甚化・頻発化している土砂災害に対応するため、令和 5 年 5 月の「盛土規制法」施行を受けて、県が「規制区域」を指定し、危険な盛土等の規制を実施。

2. 概要

（1）規制対象

一定規模以上の人為的な「盛土」や「切土」等の工事

※従来の他法令による許可に加え、新たに盛土規制法の許可が必要。

但し、「採石法」、「砂利採取法」等の許認可工事は適用除外。

（2）規制区域

知事が指定（別紙 1）

- ・宅地造成等工事規制区域：「市街化区域」や「建物連たん区域」等
- ・特定盛土等規制区域：「宅地造成等工事規制区域」以外

3. 11 月定例会以降の経緯

令和 6 年 12 月 20 日～令和 7 年 1 月 19 日 パブリックコメントの実施

4. 規制候補区域（案）からの変更

なし

5. 今後のスケジュール

令和 7 年 3 月：市町村長への意見照会（規制区域（案））

徳島県宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の区域（案）

